

京都芸術大学大学院学位規程

(学位の授与)

第1条 京都芸術大学大学院（以下本大学院）は、大学院学則第38条に則り、この規程に基づき、学位を授与する。

2 前項の学位は、博士及び修士とする。

(学位)

第2条 本大学院が授与する博士及び修士の学位には、次の区別に従い専攻分野の名称を付記することとし、併せて、英語表記についても次のとおりとする。

(1) 博士課程芸術専攻 博士（芸術）Doctor of Fine Arts (D.F.A.)

(2) 修士課程芸術専攻、芸術環境専攻 修士（芸術）Master of Fine Arts (M.F.A.)

(3) 修士課程芸術専攻（通信教育） 修士（芸術）Master of Fine Arts (M.F.A.)

ただし、文化創生、芸術文化、歴史遺産研究、芸術環境研究、環境デザインなどの専門領域の研究論文については、博士（学術）Doctor of Philosophy (Ph.D.)、修士（学術）Master of Arts (M.A.)とすることができる。

(学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、本大学院の博士課程を修了した者に、修士の学位は、本大学院の修士課程を修了した者に、それぞれ授与するものとする。ただし、大学院学則第38条第2項により、本大学院博士課程修了者以外の者に博士の学位を授与する場合がある。

2 学位授与の可否を審査するに当たっては、次の要件を十分に満たしているものを合格の基準とする。

(1) 博士学位申請論文

研究主題：芸術研究科の博士課程での研究として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして画期的な学問的意義、価値があるかどうか

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

成果公表：学術誌・学会・展覧会などでの成果発表を踏まえたものであるか。

(2) 修士学位申請論文等

研究主題：芸術研究科の修士課程での研究として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして十分な学問的意義、価値があるかどうか

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

(学位申請論文等の審査及び試験)

第4条 前条第2項に規定する博士及び修士に関する審査及び試験は、次の各号により行う。

(1) 博士学位申請論文又は修士学位申請論文等による審査を請求する者は、自著の学位申請論文等に所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。提出する論文の書式等については別に定める。

(2) 本学博士後期課程に在籍し、博士学位申請論文による審査を請求する者は、研究成果の一部として作品を論文に含めることができる。その場合は、論文審査に加えて、作品審査を伴うこととする。

- (3) 修士学位申請論文及び修士制作物による審査を請求する者は、修士制作物の全容を示す作品写真等の資料と、作品制作に関連する自著の修士学位申請論文に、所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。制作物資料の体裁、学位申請論文の書式等については、別に定める。
- (4) 当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。研究成果の審査に当たっては、前条の修士学位申請論文等の学位授与の要件に従う。
- (5) 博士学位の審査にあつては、主査1名、副査2名以上、計3名以上の審査委員で行い、副査1名は、学外の有識者でなければならない。
- (6) 修士学位の審査にあつては、主査1名、副査2名、計3名の審査委員で行い、副査1名は、学位申請者の研究指導担当以外の学内外有識者とする。
- (7) 主査以外の審査委員は、主査が推薦し、研究科委員会において審議し、承認する。
- (8) 学位審査に当たっては、速やかに論文等の審査及び試験を行わなければならない。
- (9) 前号の試験は、提出された論文や作品に関する分野及びその関連分野に関する学識の確認を主とし、口述若しくは筆記により行い、試験実施要領は、審査委員の協議により、定めるものとする。ただし、博士学位の審査においては、口頭試問を行い、これを公開するものとする。
- (10) 主査は、論文等の審査及び評点を含む試験結果を記録の上、研究科委員会に提出し、意見を開陳する。
- (11) 研究科委員会は、論文等の審査及び試験の可否を審議し、学長は、論文等の審査及び試験の可否を決定する。

(審査の協力)

第5条 前条の審査に当たっては、主査の判断により、研究科委員会の議を経て、他大学教員、又は他の機関の研究者等、学外有識者から協力を得ることができる。ただし、博士においては前条3項により学外有識者1名を選任しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第6条 研究科長は、博士及び修士の学位授与に関し、論文等の審査及び試験の経過、結果等の事項を記録した学位授与記録簿を作成し、保存する。

(学位記)

第7条 博士又は修士の学位の授与が認められた者には、学長が学位記を授与する。

(学位名称の使用)

第8条 本大学院で学位の授与を受けた者がこれを用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の公表)

第10条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、授与日から3ヶ月以内に当該論文の要約及びその審査結果要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、授与日から1年以内に当該学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、研究科委員会がインターネットの利用による全文の公表ができない合理的な事由があると認める場合は、その要約の公表と、非公開部分を必要最

小限に留めた公表若しくは必要な閲覧制限を加えた上での全文公表をもって代えることができる。

(学位授与の取消)

第11条 不正な方法等による学位の取得が判明した場合は、既に授与した学位を取り消すものとする。

2 学位を授与された者により本学の名誉を著しく汚辱する行為があった場合は、その学位を取り消すことができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。